

安全データシート

1. 製品及び会社情報

製品

製品名 : ダイハツ デポジットクリーナー
 製品コード : 08810-K9000
 推奨用途及び使用上の制限 : エンジンの燃焼室、燃料系統の清浄

会社情報

会社名 : 日本パーツ株式会社
 住所 : 〒530-0047 大阪市北区西天満3丁目1-26
 担当部門 : 伊丹工場 技術室
 電話番号 : 072-784-0229
 ファックス番号 : 072-784-0584

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性

引火性液体 : 区分4

健康に対する有害性

急性毒性（経口） : 区分外

急性毒性（経皮） : 区分外

皮膚腐食性及び皮膚刺激性 : 区分2

眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 : 区分2

皮膚感作性 : 区分1

発がん性 : 区分2

特定標的臓器毒性（単回暴露） : 区分1 <血液>
 区分2 <眼>
 区分3 <麻酔作用、気道刺激性>

特定標的臓器毒性（反復暴露） : 区分1 <血液、眼、鼻>
 区分2 <肝臓、精巣>

吸引性呼吸器有害性 : 区分1

環境に対する有害性

水生環境有害性（急性） : 区分1

水生環境有害性（長期間） : 区分1

※記載のないものは分類対象外または分類できない。

GHSラベル要素

シンボル



注意喚起語

危険

危険有害性情報

- ・ 可燃性液体
- ・ 皮膚刺激
- ・ 強い眼刺激
- ・ アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ

- ・ 発がんのおそれの疑い
- ・ 臓器<血液>の障害
- ・ 臓器<眼>の障害のおそれ
- ・ 眠気又はめまいのおそれ
- ・ 呼吸器への刺激のおそれ
- ・ 長期にわたる、又は反復暴露による臓器<血液、眼、鼻>の障害
- ・ 長期にわたる、又は反復暴露による臓器<肝臓、精巣>の障害のおそれ
- ・ 飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ
- ・ 長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性

注意書き

安全対策

- ・ 裸火や高温のものから遠ざけること。一禁煙
- ・ 保護手袋、保護衣、保護眼鏡を着用すること。
- ・ 取扱い後は手をよく洗うこと。
- ・ この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。
- ・ 蒸気、ガス、ミストを吸入しないこと。
- ・ 屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。
- ・ 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
- ・ 使用前に取扱説明書を入手すること。
- ・ すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
- ・ 環境への放出を避けること。

応急措置

- ・ 火災の場合：消火に二酸化炭素、泡消火剤、粉末消火剤、乾燥砂等の消火剤を使用すること。
- ・ 皮膚に付着した場合：多量の水と石鹼で洗うこと。
- ・ 飲み込んだ場合：吐かせないこと。直ちに医師に連絡すること。
- ・ 気分が悪い時は、医師の診断を受けること。
- ・ 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。
- ・ 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が悪い時は、医師に連絡すること。
- ・ 皮膚刺激または発疹が生じた場合は、医師の診断を受けること。
- ・ 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- ・ 眼の刺激が続く場合は、医師の診断を受けること。
- ・ 暴露または暴露の懸念がある場合：医師に連絡し、診断を受けること。
- ・ 漏出物を回収すること。

保管

- ・ 施錠して保管すること。
- ・ 涼しく換気の良い場所で保管すること。
- ・ 容器を密閉しておくこと。
- ・ 子供や認知症の方等の手の届かない所に保管すること。

廃棄

- ・ 内容物や容器を廃棄する場合は、都道府県知事の許可を受けた産業廃棄処理業者と委託契約して、処理を委託すること。

3. 組成及び成分情報

単一製品・混合物の区別：混合物

成分及び含有量(危険有害成分)

成分名	含有量 (%)	CASNo.	化審法No.	安衛法No.	PRTR法No.
ポリエーテルアミン	70～80	非公開	非公開	非該当	非該当
鉱油	20～30	非公開	非公開	168	非該当

(注) 鉱油に含まれる危険有害成分

成分名	含有量 (%)	CASNo.	化審法No.	安衛法No.	PRTR法No.
トリメチルベンゼン	1～10	25551-13-7	3-3427	404	非該当
(1,2,4-トリメチルベンゼン)	(3.2)	(95-63-6)	(3-3427)	(404)	(1種-296)
(1,3,5-トリメチルベンゼン)	(0.4)	(108-67-8)	(3-3427)	(404)	(1種-297)※1
ナフタレン※2	3.9	91-20-3	4-311	408	1種-302

- ・ 化審法No.：化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 官報公示整理番号

- ・ 安衛法No.：労働安全衛生法第57条の2 通知対象物質の政令番号

- ・ PRTR法No.：特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 指定化学物質の種別及び政令番号

※1 PRTR法該当物質であるが、含有量から法律には該当しない。

※2 ナフタレンは特定化学物質であるが、適用除外項目(液体状のナフタレン等を常温を超えない温度で使用する業務)に該当する為、特定化学物質障害予防規則は適用されない。

4. 応急措置

- 吸入した場合：直ちに空気の新鮮な場所に移し、暖かくして安静にする。医師の診断を受ける。
- 皮膚に付着した場合：直ちに汚染した衣服を脱ぎ、石鹸や皮膚用の洗剤を使って水でよく洗い流す。医師の診断を受ける。
- 目に入った場合：直ちに清浄な流水で15分以上、瞼の裏まで完全に洗浄する。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外す。その後も洗浄を続ける。目の刺激が続く場合は、医師の診断を受ける。
- 飲み込んだ場合：吐かせてはいけない。揮発性液体なので、吐き出させるとかえって肺への吸引等の危険が増す。直ちに医師の診断を受ける。水でよく口の中を洗浄する。被災者の意識のない場合は、口から何も与えてはいけない。

5. 火災時の措置

- 消火剤：炭酸ガス、泡、粉末、乾燥砂
- 使ってはならない消火剤：棒状の水
- 特有の消火方法：可燃物を周囲から取り除き、高温にさらされる周囲の設備には水をかけて冷却する。
- 消火を行う者の保護：保護具を着用し、風上から消火活動を行なう。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項：作業の際には、必ず保護具を着用し、風上で作業を行う。
- 環境に対する注意事項：流出した製品が河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。
- 回収、中和：漏出源を遮断し、漏れをとめる。少量の場合は、乾燥砂、土、おがくず、ウエス等に吸収させて、密閉できる空容器に回収する。大量の場合は、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。
- 二次災害の防止策：風下の人を避難させる。漏洩した周辺には、ロープを張る等して関係者以外の立ち入りを禁止する。付近の着火源となるものを速やかに除去するとともに、消火剤を準備する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策 : 火気厳禁。電気機材は防爆構造にする他、静電気、スパーク等による着火源を生じないようにする。静電気対策を行い、作業衣、作業靴は導電性のものを用いる。次節に記載してある保護具を着用する。

安全取扱い注意事項 : 高温物、スパーク、火炎を避け、強酸化性物質との接触を避ける。

保管

技術的対策 : 保管場所で使用する電気機器は防爆構造とし、機器類は全て接地する。

適切な保管条件 : 風通しの良い冷暗所に保管する。直射日光を避け、火気、熱源から遠ざけて保管する。水のかかる所や湿気の多い所に置かない。

8. 暴露防止及び保護措置

成分の暴露濃度基準

成分名	管理濃度	許容濃度	
		日本産業衛生学会	ACGIH (TLV)
ポリエーテルアミン	未設定	未設定	未設定
鉱油	未設定	3mg/m ³ (鉱油ミスト)	TWA 5mg/m ³ (鉱油ミスト)
トリメチルベンゼン (1,2,4-トリメチルベンゼン)	未設定 (未設定)	未設定 (25ppm)	TWA 25ppm (TWA 25ppm)
(1,3,5-トリメチルベンゼン)	(未設定)	(25ppm)	(TWA 25ppm)
ナフタレン	10ppm	未設定	TWA 10ppm

設備対策 : 屋内作業場での使用の場合は、発生源の密閉化又は局所排気装置を設置する。取扱い場所の近くに安全シャワー、手洗い・洗眼設備を設け、位置を明確に表示する。

保護具

呼吸器の保護具 : 有機ガス用防毒マスク
 手の保護具 : ゴム製保護手袋
 目の保護具 : 側板付き普通眼鏡またはゴーグル型保護眼鏡
 皮膚及び身体の保護具 : 長袖の作業着、安全靴、ゴム製の前掛け

9. 物理的及び化学的性質

形状 : 液体
 色 : 黄褐色透明
 臭い : アンモニア臭
 pH : データなし
 融点・凝固点 : データなし
 沸点・初留点及び沸騰範囲 : データなし
 引火点 : 66℃ (タグ密閉式)
 蒸発速度 : データなし
 爆発範囲 : データなし
 蒸気圧 : データなし
 蒸気密度 : データなし
 密度 : 0.94g/cm³ (15℃)
 溶解度 : 非水溶性
 n-オクタノール/水分配係数 : データなし
 自然発火温度 : データなし
 分解温度 : データなし
 粘度 : データなし

10. 安定性及び反応性

- 安定性 : 安定
- 危険有害反応可能性 : なし
- 避けるべき条件 : 火気、熱源
- 混触危険物質 : 強酸化性物質、強酸、ハロゲン類
- 危険有害な分解生成物 : 情報なし

11. 有害性情報

GHS 勧告により混合物としての GHS 区分を分類した結果に基づく。

- 急性毒性 (経口) : 5,000mg/kg 以上より、区分外
- 急性毒性 (経皮) : 2,243mg/kg より、区分外
- 皮膚腐食性及び皮膚刺激性 : 区分2成分 \geq 10%より、区分2
- 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 : 区分2成分 \geq 10%より、区分2
- 皮膚感作性 : 区分1成分 \geq 0.1%より、区分1
- 発がん性 : 区分2成分 \geq 0.1%より、区分2
- 特定標的臓器毒性 (単回暴露) : 区分1成分 \geq 1.0%より、区分1<血液>
区分2成分 \geq 1.0%より、区分2<眼>
区分3成分含有により、区分3<気道刺激性、麻酔作用>
- 特定標的臓器毒性 (反復暴露) : 区分1成分 \geq 1.0%より、区分1<血液、眼、鼻>
区分2成分 \geq 1.0%より、区分2<肝臓、精巣>
- 吸引性呼吸器有害性 : 区分1に分類される物質により、区分1

追加情報：組成物質に関するその他の有害性情報

	ポリエーテルアミン	鉱油
急性毒性 (経口)	ラット LD ₅₀ >5,000mg/kg	軽度の毒性
急性毒性 (経皮)	ウサギ LD ₅₀ >2,000mg/kg	軽度の毒性
局所効果 眼に対する刺激	刺激することがある。	刺激性あり
皮膚に対する刺激	刺激を起こす大きな要因ではない。	刺激性あり
呼吸器に対する刺激	鼻、喉、肺を刺激することがある。	刺激性あり
感作性 皮膚感作性	皮膚感作を起こさないと考えられている。	情報なし
吸入感作性	感作物質である可能性を示すデータない。	情報なし
慢性毒性・長期毒性	慢性健康有害を起こすことを示すデータない。	情報なし
がん原性	発がんの可能性を示すデータない。	情報なし
突然変異原性	突然変異原性又は遺伝子毒性をもつことを示すデータない。	情報なし
生殖毒性	生殖毒性を起こす可能性を示すデータない。	情報なし
催奇形性	先天性障害を起こす可能性を示すデータない。	情報なし

12. 環境影響情報

- 水生環境有害性 (急性) : (毒性乗率M×区分1) \geq 25%より、区分1
- 水生環境有害性 (長期間) : (毒性乗率M×区分1) \geq 25%より、区分1

追加情報：組成物質に関するその他の有害性情報

ポリエーテルアミン

- 残留性/分解性 : 部分的に生物分解される。
- 生態蓄積性 : 生物濃縮されない。
- 淡水魚に対する毒性 : LC₅₀ 1-10mg/L
- 藻類に対する毒性 : EC₅₀ 10-100mg/L

鉱油

- 移動性 : 高揮発性のため、環境中に放出されると速やかに大気中に蒸発する。

- 残留性／分解性 : 速やかに生分解されることが予想され、OECD ガイドラインによると易生分解性である。
 空気中で速やかに分解する。
 排水処理で除去されると考えられる。
- 生態毒性／生態蓄積性 : 水生生物に対し有毒であると考えられる。
 連続的に暴露を受けた場合は、水生生物に対して長期にわたり悪影響を及ぼす可能性がある。

13. 廃棄上の注意

- 残余廃棄物 : 都道府県知事の許可を受けた産業廃棄処理業者と委託契約をして、処理を委託する。
- 汚染容器及び包装 : 中身を使い切ってから廃棄する。製品が付着している容器も廃棄物として適切に処理する。

14. 輸送上の注意

- 共通注意事項 : 取扱い及び保管上の注意の項を参照するほか、運搬に際しては、容器の漏れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷が無いように積み込み、荷崩れの防止を確実にする。
- 国際規制
- 国連番号 : 3082
- 品名 : 環境有害物質 (液体)
- 国連分類 : 9
- 容器等級 : III
- 海洋汚染物質 : 該当
- 国内規制
- 陸上規制情報 : 消防法の定めるところに従う。
- 海上規制情報 : 船舶安全法、港則法の定めるところに従う。
- 航空規制情報 : 航空法の定めるところに従う。
- 緊急時応急措置指針番号 (容器イエローカード指針番号) : 171

15. 適用法令

- 消防法 : 危険物 第四類第二石油類 非水溶性 危険等級III
- 労働安全衛生法 : 危険物 引火性の物
 表示対象物質 鉱油、トリメチルベンゼン、ナフタレン
 通知対象物質 鉱油、トリメチルベンゼン、ナフタレン
- PRTR法 : 第一種指定化学物質 1,2,4-トリメチルベンゼン、ナフタレン
- 毒物及び劇物取締法 : 非該当
- 船舶安全法 : 有害性物質
- 航空法 : その他の有害物件
- 海洋汚染防止法 : 有害液体物質 (Y類)
- 下水道法 : 鉱油類排出規制 (許容限度 5 mg/L以下)
- 水質汚濁防止法 : 油分排出規制 (許容限度 5 mg/L以下)
- 廃棄物処理及び清掃に関する法律 : 産業廃棄物規制 (拡散、流出の禁止)

16. その他の情報

主な文献

JIS Z 7253-2012 GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル，作業場内の表示及び安全データシート (SDS)

JIS Z 7252-2014 GHSに基づく化学品の分類方法

GHS 分類結果データベース (独立行政法人製品評価技術基盤機構—NITE)

危険物船舶運送及び貯蔵規則 (海文堂)

緊急時応急措置指針 (日本規格協会)

原料メーカーの安全データシート

※備考

記載内容は、現時点で入手できた資料、情報、データに基づいて作成しておりますが、危険、有害性の評価は必ずしも十分ではありませんので、取扱いには十分注意してください。

記載の評価に関しては、いかなる保証をなすものではありません。取扱う事業者は、本データシートを参考として、自らの責任において、個々の取扱い等の実態に応じた適切な処理を講ずることが必要であることをご理解の上で活用されるようお願いいたします。

<大阪府化学物質管理制度>

大阪府条例で、取扱量及び排出量・移動量の把握及び届出の対象とする化学物質

成分名	含有量 (%)	CASNo.	大阪府条例 No.
ナフタレン	3.9	91-20-3	1種-24

・大阪府条例 No. : 大阪府化学物質管理制度 大阪府の独自指定物質番号